

▼横浜弁護士会館での記者会見。「あるいは再審の門が…」の期待から報道陣も大勢が押しかけました。



横浜事件 再審裁判を 支援する会

横浜地裁「棄却」決定 “治維法下の裁判”を擁護

東京高裁へ即時抗告

No.32

1996.8.25

〔事務局〕

〒101
東京都千代田区猿樂町
1-4-8
松村ビル402
☎03-3291-8066

◆五一年前の九月十五日、小野康人さんは横浜地裁から自宅へ帰ってくるなり、「なんだ、あの茶番劇裁判は！馬鹿にするなッ！」と激しく吐き捨てたと、妻の小野貞さんが書き残しています（『横浜事件・三つの裁判』28ページ）。

七月三〇日、決定が出たあと、暑い日差しの下を歩きながら、その言葉が思い出されてなりませんでした。今回の裁判所の決定は、まさしくその「茶番劇裁判」を擁護・合理化するものにほかならなかつたからです。

◆第二次再審請求は、原判決の前提となるべき細川論文が「証拠」として掲げられていないことから、同論文を「新証拠」と

して提起したのですが、今回の決定は、「…と解するのが自然である」「…としてもあながち不自然とはいえない」といった勝手な「推論」を積み重ね、「証拠」として掲げているにもかかわらず、それを調べたことは「推認できるから…新たな証拠とは認められない」として棄却したのでした。

◆さらに今回の決定は、五一年前の、起訴状朗読から判決言い渡しまでをたった一日でやつつけた「異常な裁判」についても、「一回の公判期日で論文を取り調べた上終結することは十分可能であったと認められる」と平然と述べています。治安維持法下の恐るべき裁判を、戦後五一年たった今日の裁判官が、「正常だった」と断言しているのです。

◆この異様な決定に対して、請求人・弁護士は、もちろん即時抗告をいたしました。

きたる九月五日、「支援する会」では報告・抗議集会をもち、今日の司法の在り方を問います。ご参加をお待ちします。
(事務局・梅田)

9月5日(木)夜、報告・抗議集会

—ぜひお誘い合つてご参加を！—
《くわしくは8ページに》

横浜地裁「決定」を批判する

第二次再審裁判弁護士事務局長 大川 隆 司

故小野康人氏に対する治安維持法違反被告事件の公判は、一九四五年九月一日に開かれた。この日には平館利雄・西沢富夫・相川博・木村亨・加藤政治の五被告も同時に裁判を受けている。

右の六名は、いずれも細川嘉六氏が郷里の富山県泊町で開いた宴席に招かれた人々である。この宴会が日本共産党再建準備会を結成した「泊会議」であるときめつけられ、捜査および予審の過程での追及のポインとも、そこに置かれた。

「泊会議」をめぐる 裁判所の「取引き」

しかし判決書の犯罪事実欄からは「泊会議」の件は、消し去られている（残っている小野康人と西沢富夫の判決参照）。これが八・一五の敗戦を契機とする、裁判所の政治的配慮によるものであることは、残っている

予審終結決定のうち、敗戦前になされた細川嘉六・相川・小野関係の決定には「泊会議」が含まれており、敗戦後になされた木村関係の決定にこれが含まれていない、という対比からも明らかである。

特高警察官に対する告訴状（一九四七年四月）に貼付された小野康人氏の口述書によると、小野氏が石川予審判事に対して犯罪事実を否認し、特高の拷問を訴えても、予審判事は耳を貸さず、「泊会議」の一件を含む予審終結決定を下している。

その同じ予審判事が、敗戦直後の時点では、木村氏に対して「木村君、『党再建』のことは取り消すから、もうこのへんで妥協してくれないか」と言ったという（木村亨『横浜事件の真相』）。

政治情勢の変化に対応して、このような「取引き」を申し出るなどということは、どう考えてもまともな裁判所のすることではない。

どさくさの中の セレモニー裁判

「まともでない」と言えば、六人の被告について（共通の訴因である泊会議が除かれたので、「犯罪事実」はほとんどバラバラになる）、同一の機会に「審理」をすること、しかも「重大事件」である思想事件について、起訴状朗読から論告・弁論・判決までを、一回の法廷で片付けるということも明らかに異常である。

そこで行われていることは、もはや裁判ではなく、裁判所の面子を立てるためのセレモニーに過ぎない。

当時の「裁判」のこのような実態は、今日の裁判所が、再審を開始し、さまざまな資料や、現存する関係者の証言と向き合うならば、おのずから明らかになるはずである。私たちはそのように考え、小野康人氏のケースは、今日の裁判所に対し

て、敗戦当時の裁判の実態を解明する必要があることを理解させるために、最も適切な「切り口」を提供するものではないかと判断した。

「犯罪事実」めぐる 再審請求の理由

小野氏の「犯罪事実」は、①細川嘉六氏の論文「世界史の動向と日本」を『改造』誌に掲載したこと、および②検挙された細川氏の家族に二〇円の救済金を出した（出さなかった）こと、の二点である。

①細川論文は「共産主義的啓蒙論文」であり、これを雑誌に掲載したことは一般大衆の共産主義的啓蒙に努めたことになり、従ってこれは「コミンテルン及び日本共産党の目的遂行のためにする行為」である。

②治安維持法違反で検挙された被疑者の家族を救済することも「コミンテルン及び日本共産党の目的遂行のためにする行為」である。

一九四五年の判決は、このようにいう。しかし――

①について言えば、判決中の「証拠の標目」の欄には、被告人自身と同僚の相川博の供述調書だけが掲げられていて、肝心の細川論文は掲げ

られていない。裁判所は細川論文の
中身を読んでいないのではないかと
いう疑問が生ずるのは当然である。

まして細川論文は、戦時下におい
て情報局検閲課の審査を経て世に出
たものであるから、「共産主義的啓
蒙論文」などであるはずはなく、そ
のことは論文自体を読みさえすれば
明らかになることではないか。

②について言えば、細川氏の家族
に一〇〇〇円の救済金を贈った風見
章（近衛内閣の書記官長、のちに司法
大臣）が、何の罪にも問われていな

結論先取りの勝手な推論

しかし、今回の横浜地裁の決定
は、「戦時下といえども、裁判所は
まともに機能していた」という結論
を、あらかじめ先取りした上で、立
論したとしか考えられない。

「論文の内容の評価が犯罪事実の
前提をなすものであるから、その論
文を調べることなく判決をしたとは
およそ考えがたい」という一言に、
決定の「理由」は事実上尽きてい
る。今日の常識からは「およそ考え
がたい」ことが、戦時下の裁判所
はありえたのではないか、その点を
吟味してみよう、という問題意識は

い。そのことは治安維持法被疑者の
「家族の救済」それ自体は、法の取
締目的とは無関係の行為であること
を示す事実ではないか――。

我々の再審請求の理由の骨子は、
およそこのようなものであった。そ
して、この切り口から再審の門が開
かれるならば、存命中の事件当事者
の証言などもあわせて、現在の裁判
所に、当時の裁判の異常性を解明す
るための審理に入らせることができ
るだろう、と考えていた。

全く見られない。

右の結論の前提として、そもそも
細川論文が事件記録として予審から
引き継がれていたのか、という問題
があるが、この点については、判決
理由の本文中に細川論文の押番号
（昭和一九年地押第三七号ノ二四など）
が予審最終決定と同様に記載されて
いる、という事実だけをよりどころ
にして、「右論文掲載の『改造』誌
が確定審においても記録としてひき
つがれていたことは明らかである」と
断定している。

しかし（泊会議の削除以外は、予

審最終決定書と判決書は一字一句変
わらないのであるから、後者は前者
を書き写したものと考えるのが「自
然であり」、従って判決書の記載は、
独自の審理を行った結果とは「およ
そ考えがたい」と言えよう。

ところが地裁決定は、逆に、「泊
会議が落ちている」という一事をよ
りどころにして、「原確定判決が予
審最終決定をそのまま引き写したと
はいえない」と強弁している。

前述の通り、泊会議すなわち「日
本共産党再建準備会の結成」とい
う、事件全体の眼目であったはずの
訴因が（木村氏の四五・八・二七予審
最終決定に見る通り、公判の開始を待
たずに）政策的に削除された事実の
なかに、横浜事件全体がデッチ上げ
である所以が現われていると言える
のに、地裁決定は、あろうことか、
当時の裁判所がまともな審理をした
と推定する根拠にしたのである。

戦時下の裁判所と 一心同体の決定！

細川論文を読めば、共産主義的啓
蒙論文という評価の余地はないはず
だ、という当方の主張に対して地裁
決定は、「論文の評価は一義的に定

まる性質のものではない」としてい
るが、そのことは、共産主義的啓蒙
論文という評価も成立しうると判断
したことになる。

また、「国体変革の目的」の有無
によって二〇〇円のカンパが有罪にな
り、一〇〇〇円のカンパが無罪にな
ることはありうる、として、前記②
の当方の主張を却けたことも重大な
問題をはらんでいる。

客観的に「国体変革」につながら
ない行為は、どんな主観的意図があ
っても不能犯（無罪）であるはずな
のに、行為者の意図如何によっては
違法となる、という考え方は、まさ
に「患者が共産主義者であることを
承知の上で治療を施した医者」にも
治安維持法が適用されるというレベ
ルの発想である。これは特高警察の
考え方ではあった。しかし、戦前の
裁判所といえども一般的に支持した
考え方ではない。

今日の横浜地裁は、戦時下の裁判
所を弁護するというスタンスを超え
て、むしろ一心同体となってしまう
たかのようなのである。

これでは、「疑わしきは被告人の
利益に」という大原則に従うべき、
裁判の名に値しないことは明らかで
ある。

歴史を風化させぬために

横浜地裁で「再審請求を棄却する」の決定書類を受け取り、大変落胆しました。

横浜事件について、結婚して別帯を構えた私に母は多くを語らずこの世を去ってしまいました。母の一周忌を前にして、この結果は誠に残念でなりません。

もう何年も前の事ですが、横浜事件の特集がTVで放映されました。その放映の翌日、特高ならぬ警察が、隣の事を聞くふりをして、我家を訪ねたことがあります。私共親子の事を調査していたのではと後で思ったものでした。私達遺族は、本来あり得ないはずの思想犯の影をいまだに背負っているのかという憤りと同時に、戦後もこのような事が行われている事に驚いたものです。

戦後五〇年、歴史の見直し（従軍慰安婦等に対する戦争責任）がなされているなかで、司法の戦争責任は手付かずであり、司法が特に見直され

第二次再審請求人 小野 信一

るべきだと思えます。

このような言論弾圧とフレームアップが再びくりかえされないように、また、真実の歴史を風化させないた

母の信念を受け継いで

「この国では正しいことが通るということが、何と難しいのだろう」ということを、今回の決定でまず強く感じました。

今度は裁判官の世代も交代した、ともうかがい、「もしかすると」という期待は、現司法の、全く時代に逆行する悪法として廃止された治安維持法下の、しかも末期的なドサクサ裁判にしがみついているような決定に裏切られてしまいました。そして全く異質の次元で世の中の中核が動いているという相変わらずの構造が突破口を見出せずに終わったことがつかりました。

横浜地裁「決定」を受け取って

めにも、再審開始を願ってやみません。

当時の手掛りとなるようなどんな資料でも大川先生に結集していただいて、再審請求がかないますようご支援ください。今までのご支援に感謝申し上げます。今後も更にご支援よろしくお願い致します。

第二次再審請求人 小野 信子

その反面、今回母が亡くなったために私が取材に応じた若い記者の方々に、「若い人達は、真実を感じとっている」という確かな手応えも

何のための再審制度か！

第一次再審請求人 小林英三郎

今度の第二次再審請求の場合は、第一次のときと違って、裁判書類も揃っているとのこと期待したが、また棄却された。せめて、裁判をやった上の判決ならまだしも、検察側の意見を丸呑みした形で棄却されたのでは、何のための再審制度か、と言いたくなる。

戦時中国民の自由を奪い、弾圧し、戦争に駆り立てるうえで、治安

あったのは大きな収穫でした。人の選ぶ道は二つあるように思います。保身で人間不在の井の中を泳いで終わるのか、それともいつかは大海に注ぐ流れを選びとるのか——。もちろん各々が生活の中で制約を負っています。でもそんな中でも道は選べると思っています。

母の信念と生きざま、そして母を支えてくださった支援会の皆様の変わらぬご厚志に私も少しずつ動かされてきたように思えます。

母は最期まで再審が開かれることを信じておりました。私も信じたいと思います。これからもご指導よろしくお願いいたします。

維持法がどれだけ猛威をふるったか、最後にはこんなでつちあげまでして戦時体制の彌縫を行わねばならなかったか、これらの点を解明することは、今日の日本にとって、過去の問題ではなく、現実的な課題である。そういう課題に裁判官たちは何の情熱ももたないのだろうか。我々としては、世論に訴えつつ更に進むほかなない。

治安維持法のなりたち

第一次再審請求人

小林英三郎

▼横浜事件再審裁判は、治安維持法を問う裁判ともいえます。小林英三郎さんは、横浜事件を合わせ三回、治安維持法で検挙されました。その体験を、歴史の証言として語ってもらいます。（事務局）

以前、横浜事件のことを、起きるべくして起きた事件だ、と言ったことがあるが、少し誤解を招きかねない言い方だったかもしれない。横浜事件が起きたのを肯定しているように取られるかもしれないからである。

もちろんああいう事件が繰り返されていいと思っている訳ではない。逆に、繰り返させないために再審請求をやっているのである。しかし治安維持法というような法律の下では、横浜事件のようなことが起きるのは、むしろ当然であった、というのが真意である。

治安維持法は大正一四年（一九二五）四月に公布された。その第一条は、「国体ヲ変革シ又ハ私有財産制度ヲ否認スルコトヲ目的トシテ結社

ヲ組織シ又ハ情ヲ知りテ之ニ加入シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁固ニ処ス」というのであった。共産主義という言葉は使っていないが、当時台頭して来た共産党の活動を取り締まり、弾圧するための法律であった。

明治以降資本主義制度を取り入れながら天皇制国家機構が強化されるに伴って、小作争議、労働運動が盛んになり、民主主義、社会主義などの思想の成長が見られた。政府はこれらに対して、いわゆる大逆事件や治安警察法などをもって取り締まり、弾圧してきたが、一九二二（大正一一）年初めて日本共産党が結成され、二三（大正一二）年には日本共産青年同盟が結成された。このと

き共産党は結成翌年の六月に検挙され（第一次共産党事件）、青年共産同盟も結成間もなくの同年九月、関東大震災にさいして幹部の河合義虎、平沢計七ら一〇人が亀戸署に検挙され軍隊の手で殺された（亀戸事件）。しかし共産党再建を狙う新しい勢力の活動は衰えず、これに恐れを感じた権力は、同年九月「治安維持のためにする罰則に関する件」の緊急勅令を公布（十二月衆議院で事後承諾）した後、一九二五（大正一四）年四月、治安維持法を公布したのである。

治安維持法適用第一号

私が初めて治安維持法のことを知ったのは、旧制三高に入った一九二七（昭和二年）であった。先輩に当たる京都大学のある教授と同席する機会があったが、その教授が「近ごろは学生運動にも司直の手が入るようになったので、怖いですね」と言われた。その年の五月に、京都地方裁判所が学連事件の被告に対して有罪の判決を下したことを言われたのであった。学連というのは、一九二二年一月に全国の大学や高等学校の社会科学研究会などを糾合して結成された団体であるが、二五年一二

月、京都大学をはじめとする関係学生の検挙が行われた。この時の検挙で京都府警察部が京都大学寄宿舎に無断立ち入りして問題化するといういきさつもあったが、結局治安維持法で起訴され、有罪となったのであった。治安維持法適用第一号と言われる事件である。

この事件を契機に、各学校の社会科学研究会などは次第に非公然化され、かえって労働運動など実践活動と結び付き、むしろ急進化の傾向を強めたと思われる。

学連事件に引き続いて、三・一五事件（一九二八）、四・一六事件（一九二九）など共産党員の大規模検挙が行われた。治安維持法による弾圧の下で共産党の影響がますます強くなっている事を示すものであった。

こういう傾向に恐れを抱いた権力は、更に弾圧を強めるため治安維持法の改悪を図り、一九二八（昭和三年）六月、議会での審議未了のまま、改正の緊急勅令を公布した。それまで国体の変革と私有財産制度の否認とに同等の刑を規定していたのを改め、国体の変革と私有財産制度の否認を切り離して、国体の変革には死刑または無期の極刑を追加するというものであった。（以下次号）

私の体験的治安維持法物語

①

横浜事件 再審請求を棄却

論文を新証拠と認めず

遺族側は即時抗告

横浜地裁

戦時中の一九四一年から四六年にかけて神奈川県警察部特高課が雑誌編集者らを大量に摘発した「横浜事件」で、治安維持法違反に問われ、有罪判決を受けた雑誌編集部員の遺族が申し立てていた再審請求に対し、横浜地裁は二十日、「判決文で論文の掲載番号やページ数が特定されており、論文を取り調べた上で判決したと考えるのが自然」などと、請求を棄却した。これに対し請求側は「戦時中にも適正な裁判が行われていたはずである」という思い込みに基づいた判断で、承服できない」として即時抗告した。

再審請求していたのは雑誌「改造」の編集部員だった故・小野康人さんの男新一さん(五〇)と東京都八王子市松木二と長女信子さん(四七)と東京都江東区南仲の康人さんは左義助の連れ

ったことで治安維持法違反に問われ、戦後後の四五年九月十五日、横浜地裁での初公判で、即日懲役二年執行猶予三年の有罪判決を受けた。新一さんは一問一答とされた論文自体が裁判の証拠として取り調べられ

ていない疑いが強い」などと、論文「世界史の動向と日本」(細川嘉六氏著)に歴史学者の鑑定書を添えて新証拠として提出、再審を求めた。

請求に対し横浜地裁・中西武夫裁判長は「論文そのものの証拠として取り調べられ

横浜事件
雑誌「改造」(一九四二年七月号)に論文「世界史の動向と日本」を著した政治学者細川嘉六氏が同年九月に逮捕されたのをきっかけに、神奈川県警察部特別高等課(特高)が細川氏が招いて開いた宴会の写真に写っていた雑誌関係者らを

次々に検挙した。米国帰りの思想犯を警戒していた神奈川県特高が中心となった「改造」関係者と呼ばれた。細川氏も含め、逮捕された多くは同年十月の治安維持法廃止で免罪となったが、廃止前に判決を受けた小野さんらはそのまゝ判決が確定した。小野さんらは取り調べ段階で接問を受け、自白を強要されたとされる。

ものは判決文の証拠欄に掲載されていないが、判決で論文の掲載されたページ数などが特定されており、取り調べたと考えるのが自然。論文の評価自体は再審開始理由にはならない」などと、論文を新証拠と認めず、再審請求を棄却した。請求者代理人の大川隆司



これからも協力して再審を訴えていきたいと話す小野新一さん(右から2人目)と信子さん(右)＝横浜市中区、横浜弁護士会館

なぜ問われぬ戦中の裁判

「戦後に裁判官になった人の正しい価値観を期待したが、残念。裁判官は、先証となった自白は拷問によるものである戦中の裁判官や検察官のことをかばっているのではないか。政府と同じで、戦争責任を追及し、反戦の戦時中と同様で、同僚関係が把握できない」と、小野康人さんの同僚で、同時期に有罪判決を受けた小林英三郎さん(八二)東京都大田区池上IIは淡々とした様子で、横浜地裁の棄却決定を受け止めた。

小野康人さんの同僚で、同時期に有罪判決を受けた小林英三郎さん(八二)東京都大田区池上IIは淡々とした様子で、横浜地裁の棄却決定を受け止めた。

横浜事件に関して、再審請求は今回二度目。前回、再審請求は一九八七年七月、小林さんや、小野康人

いらだつ請求者ら

大川隆司弁護士は「記録もないのによくぞこういことが言える。前回は(裁判は適正だったという)検察の主張とは距離を置いて弁護の主張を述べていたが今度は一貫した判断。ちゃんとしていたはずであるという思い込みで棄却した。これでは裁判の名に値しない」と憤る。請求者の小野信子さんも「現在の小野信子さんも『現在の司法でありながら治安維持法の時代と同じ旧態依然の判断。母も憤りを覚えるだろう』と話す。

小林さんは「進駐軍がやってくる中で、またひとつ全容解明の門を閉ざされた。

早く政治犯を釈放したが、われわれも執行猶予にするという裏取りで有罪判決を受けた」と、当時の裁判の状況を振り返る。

再審裁判支援者は「法的には有罪を認けた人の人権救済だが、本当は、戦時下の司法の在り方を問う唯一の裁判が、この再審請求だ」と意義を訴え、今後も集会などを開いて活動を続けていくと話した。

▲『神奈川新聞』7月31日付

横浜事件 再審請求また棄却

戦時中の言論弾圧「横浜事件」で、治安維持法（一造）を発行していた改造社の出版部員だった小野康人の長男新一さん（東京）が確定した被告の遺族が、九四年七月に横浜地裁に申し立てていた二度目の再審請求に対して、同地裁判事一部（中西武夫裁判長）は三十日、「新たに証拠として提出された『細川論文』を、当時の裁判官が調べなかったと考えられず、同論文とその鑑定書は、新証拠とは認められない」として請求棄却を決定した。請求人側は即時抗告する方針。再審請求を申し立ててい

たのは、事件当時雑誌「改造」を発行していた改造社の出版部員だった小野康人の長男新一さん（東京）が確定した被告の遺族が、九四年七月に横浜地裁に申し立てていた二度目の再審請求に対して、同地裁判事一部（中西武夫裁判長）は三十日、「新たに証拠として提出された『細川論文』を、当時の裁判官が調べなかったと考えられず、同論文とその鑑定書は、新証拠とは認められない」として請求棄却を決定した。請求人側は即時抗告する方針。再審請求を申し立ててい

たのは、事件当時雑誌「改造」を発行していた改造社の出版部員だった小野康人の長男新一さん（東京）が確定した被告の遺族が、九四年七月に横浜地裁に申し立てていた二度目の再審請求に対して、同地裁判事一部（中西武夫裁判長）は三十日、「新たに証拠として提出された『細川論文』を、当時の裁判官が調べなかったと考えられず、同論文とその鑑定書は、新証拠とは認められない」として請求棄却を決定した。請求人側は即時抗告する方針。再審請求を申し立ててい

▲『読売新聞』7月30日付夕刊

小野さんの遺族や元被告ら九人は八六年七月、「激しい拷問によるでっち上げ」などとして、同地裁に再審請求を申し立てたが、同地裁は「原判決が事実認定の基礎にした事件記録が保存されておらず、判断できない」などとして請求を棄却。最高裁も九一年三月に特別抗告を棄却した。弁護側は九四年七月に二度目の再審請求を申し立て、原判決が「事件のきつかけとなった細川論文が証拠として審理されていない」として同論文を新証拠として提出していた。

「横浜事件」を闇に閉ざすな

日本の戦後はやっと始まったばかりだ、という言い方がある。この国では、政治も社会も戦争の被害を語るだけで、その歴史と責任を直視しようとする動きに乏しかった。戦後補償問題など、加害者としての責任も、ここ数年ようやく論議されるようになったのだ。

戦時中の最大の言論弾圧といわれる横浜事件で、横浜地方裁判所が、裁判をやり直して有罪判決を取り消してほしい、と求め

ていた被害者の遺族の訴えを退けた。これも、半世紀以上たつのに、事実と責任が直視されず、被害者の傷がいやされな

いまま放置されている事件のひとつだ。治安維持法は戦前、思想を抑圧し、国民を戦争に向かわせるうえで、大きな役割を果たした悪法である。この法律を適用された被害者は十万人に近いと見られるが、横浜事件は、ねつ造ぶりと規模の大きさで、もっともひどい事件だった。

戦争末期、雑誌「改造」に載った評論が「共産主義思想を広めようとした」などとされ、雑誌編集者や著述家ら六十余人が治安維持法違反で摘発された。半数が起訴になり、有罪になったが、過酷な取り調べで四人もが獄死した。「改造」と「中央公論」の二誌は廃刊に追い込まれた。

まったく根拠のないねつ造だったのは、戦後の研究で明らかだ。しかし、裁判記録は、終戦時に焼却されて、ほとんどない。遺族は納得できないだろうが、再審が認められなかった根本の理由はそこにある。

今回の棄却決定で思い知らされるのは、神奈川県警察部による権力の犯罪とも言える事件なのに、戦後、一部の拷問をのぞき、責任追及や反省が行われていないことだ。他の治安維持法事件と同様、国は十分な調査も行わず、被害者へ謝罪も償いも行っていない。

過去がきちんと清算されずきたことが、今の社会のあり方にどれだけ大きな影を落としているのか。そう思わずにはいられない。

その点では司法も同罪だ。治安維持法で起訴された被告たちに有罪を宣告した裁判官たちは、ほとんどが戦後も職にとどまった。司法界内部でも、「戦時司法」に対する深刻な反省の声は聞かれない。

例えば、戦時中裁判官をつとめ、昭和四十年代に最高裁判官に就任した故石田和夫氏は、「証拠に基づいて事実を認定し、これに時の法律を解釈、適用するに過ぎず、人間尊重、人権意識の点でも何のやましいところはない」（日本経済新聞社「私の履歴書」）と述べている。人権抑圧や戦争協力で、裁判が果たした役割への反省など、どこにも見られないのだ。

日本と同じ職業裁判官制度をとるドイツでは、「過去の克服」というスローガンの下、一九六〇年代以降現在まで、ナチス時代の裁判の責任が追及されてきた。裁判所自体が、この考え方に立った改革運動を進め、国民の信頼を集めている。

破壊活動防止法をオウム真理教に適用する問題など、思想や表現の自由の制限がとりざたされると、決まって持ち出されるのが、治安維持法下での出来事だ。そうした懸念が付きまとうのは、横浜事件など過去の人権抑圧に対する警察や司法当局の反省が不十分で、いつまでも清算されないためだともいえる。

過去を歴史の闇に閉ざしたままで、本当に人権が尊重される社会はつくりえない。実のある論議も成り立ちにくい。横浜事件が、私たちに語りかけているのは、そのことではないだろうか。

■横浜事件・第二次再審裁判 地裁「決定」抗議の集い

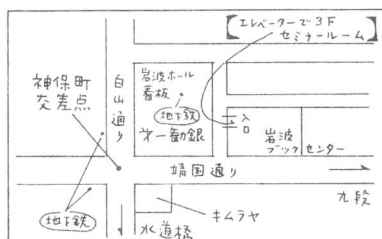
9月5日(木) 6時~8時半
会場：岩波セミナールーム

▼地裁「決定」後の記者会見場にはマスコミ陣も期待して押しかけた。だが、その中身は…。



◆講演

- ◎司法の現状を憂える
●弁護士長 日下部 長作
- ◎戦時下に逆戻りした
地裁「決定」の“論理”
●弁護士事務局長 大川 隆司
- ◎再審請求人あいさつ
- 会場費：500円



事務局から

▼横浜事件が一から十まで当局によるフレーム・アップであったことを疑う現代史家は、ひとりもないであろう。だから、裁判官が良識的な知識人であろうとさえすれば、再審の道は開かれるだろうと私は考えていた。だが、第一次の体験から、油断はならないぞとも思っていた。今回の横浜地裁の棄却理由は予想を上廻る乱暴さであった。

このようにしてまで治安維持法体制下の判決を護持しようとする姿勢と、従軍慰安婦は商行為だったという強弁とは同質のものである。「過去」に眼をとざし、責任を負おうとしないものは、現在、未来に対して盲目であり、無責任である。私たちは国家の無責任を許すことはできない。支援の輪をひろげて再審を実現しよう。(橋本)

▼横浜地裁から決定が出される数日前、気賀すみさん、青山房子さんと「良い結果だといいわね、そうしたら私達の再審も期待が持てるわね。今度は証拠がないなんていえませぬね」などと話し、少しばかり期待を持って七月三〇日を迎えましたが、期待は見事に裏切られました。

九月三〇日は、小野貞さんの一周忌です。九月二八日には富士霊園に眠る小野さんご夫妻のお墓にお参りに行きますが、良い報告が出来なくて本当に残念です。

▼亡き平館利雄さんの娘さんで、金沢にお住まいの道子さんから暖かいお手紙をいただきました。

支援する会も、この一月でまる一〇年になります。会員の皆様からも励ましのお手紙をたくさんいただきました。お亡くなりになられた方も、いらしゃいます。長い間ご支援くださった皆様に厚く御礼申し上げます。そしてまた引き続き会員でいてくださるようお願い申し上げます。会の財政状況もきびしくなってきました。会費の更新よろしくお願いたします。(金田)

—入会申込・会費納入先—

〒101 千代田区猿樂町1-4-8 松村ビル402
横浜事件・再審裁判を支援する会

☎ 03-3291-8066

〈年会費〉個人=2000円 団体=5000円

●郵便振替 00130-7-150641
振替用紙に口座番号、金額、氏名、住所など必要事項をご記入のうえ、お振り込みください。

●銀行振込 富士銀行九段支店
普通預金口座1478864「横浜事件再審裁判を支援する会」